

25
657

麻布聯隊區司令部

陸軍步兵大佐 龜岡泰辰校閱

陸軍步兵中尉 龜岡泰躬校正

改正 徵兵問答

全

附入營準備及願屆書式

東京

文榮閣發行

25-659



正徵兵問答

營準備及願屆書式

全

麻布聯隊區司令部
陸軍步兵大佐 龜岡泰辰 校閱
陸軍步兵中尉 龜岡泰躬 校正

龜岡泰躬 寄贈本



東京

榮閣發行

例言

一我國の徴兵制度は、國民皆兵の主義を原則とせるものなれば、苟も國民たる以上は、徴兵法の概要を知悉せざるべからず、然るに其の多くは之を雲烟過眼視するものゝ如く、姑息の手段を以て忌避を計り爲めに刑律に觸るゝ者あり、法規の手續を誤るか爲めに就學の半途にして兵役に服するの已なきに陥る者あり、又町村役場に在りて職に兵事に従へる吏員亦往々解義を誤りて不幸を人民に及す者も少からず、殊に日露戰役軍備充實の計劃成り、師團の増設二年兵役の實施に従ひ、編制上に幾多の改良を加へらるゝに及べり、此秋に方りて猶前述の如き不幸の現象を見るは寔に痛嘆の至に堪へざる所、蓋し是れ徴兵規則及び手續に關する簡易にして且完全なる義解書のありて、國民間に普及せざるの致す所也。

一編者偶某縣將校集會所に於て、徵兵問答と題する謄寫本一卷を見たり、同縣青年子弟の爲めに特に編纂せるものにして、編次其體を得記事亦簡明なり、是に於て以爲らく、此の如き良書を得て公刊せむには、庶幾くは普く全國青年子弟の不幸を救ふを得て、其の利を享くるもの獨り一縣下に留らざるべしと、乃ち乞ふて一卷を得直に増補訂正に着手したり、編成るに及び徵兵法規に最も精通せらるゝとの好評嘖々たる、麻布聯隊區司令官龜岡大佐に乞ふて其の校閲を忝したるは編者の深く光榮とする所也。

一本書編次の顛末は以上の如くにして、徵兵に關する法規手續は概ね之を網羅し得たるを信するも、其の目的とする所急要の需求に應ずるにあるを以て、教練猶足らざる所なきを保せず、從て不備杜撰の譏あるを免れざるべし、是れ編者の豫め讀者に謝せざるべからざる所にして、冀くは大方の示教を得て他日改版の機あるべきを欲す。

徵兵問答 目次

勅諭	一
讀法	一四
第一部 徵兵適齡及猶豫と延期之部	一七
第二部 身體検査及抽籤之部	二一
第三部 入營之部	二七
第四部 兵役之部	三〇
第五部 雜問之部	三一
第六部 刑罰之部	三四
第七部 一年志願兵志願者心得	三五
第八部 六週間現役兵之部	四〇
第九部 下士志願之部	四三

第十部 軍樂學生之部……………四四

第十一部 砲兵工長候補者之部……………四五

第十二部 地方幼年學校之部……………四七

第十三部 士官候補生之部……………四九

第十四部 主計候補生之部……………五一

第十五部 兵事願屆諸書式……………五二

附 錄

一 體格基準……………九六

二 各兵科採用基準……………九七

三 入營旅費規則……………九九

四 徵兵検査旅費規則……………九九

五 適齡者ノ注意……………一〇一

目 次 終

一 猶本書に漏れたる事項にして質議を要せらるゝ讀者の爲めに、卷末
 添ゆるに質問用紙を以てせり、答解は本會の喜むて之に應せむとす
 る所なり、幸に諒せよ。

明治四十年八月下旬

編 者 識

勅諭

我國の軍隊は世世天皇の統率し給ふ所にぞある昔神武天皇躬つから大伴物部の兵どもを率ひ申國のまつろはぬものどもを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しらしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世の様に移り換るに隨ひて兵制の沿革亦屢なりき古は天皇躬から軍隊を率ひ給ふ御制に時ありては皇后皇太子の代らせ給ふ事もありつれど大凡兵權を臣下に委ね給ふ事はなかりき申世に至りて文武

の制度昔唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮
を建て防人など設けられしかば兵制は整ひたれども
打撃ける昇平に耽りて朝廷の政務も漸次弱く流れて
れば兵農かのづから二に分れ古の徵兵もいつとなく
壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其
武士どもの棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大
權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはまり
ぬ世の様の移り換りて斯くなれるは人力もて挽回す
べきにあらずとはいひながら且は我國體に戻り且は
我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき降りて

弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩へ外國の事
ども起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕が
皇祖仁孝天皇考孝明天皇痛く宸襟を憐し給ひしを
そ悉くも又懼けれ然るに朕幼くして天津貝御を受け
し初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其職を奉
還し年を経ずして海内一統の世となり古の制度に復
しめ是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり
歴世祖宗の専ら蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへ
とも併しながら我臣民の其心に順逆の理を辨へ大業
の重きを知れるが故にこそあれされば此時に於て是

制を更め我國の光を輝かさんと思ひ此十五年か程に
陸海軍の制をば今の様に建定めぬ大兵馬の大體は朕
が統ぶる所なれば其御司をこそ臣下に任すなれ其
大將は朕親ら之を擇り皆臣下に委ぬべきものにあ
らば天子孫孫に至るまで斯旨を傳へ天子は文武
の大權を掌握するの義を存して再申世以降の如き失
體なからんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥な
るぞされば朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と
仰きてそ其親は特に深かるべき朕か國家を保護して
上天の恵に應じ祖宗の恩に報ひまらする事を得る

も得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さざるとに由
るぞかし我國の稜威振はさることあらは汝等能く朕
と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀かさは朕汝
等と其譽を偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一心に
たりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太
平の福を受け我國の威烈は大に世界の光輝をもな
ぬべし朕亦も汝等軍人に望むなれば爵賜論すへ
き事こそあれいてや之を左に述べむ
一軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に真
くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるべき況して

軍人たるものは此心の固からては物の用に立ち
得へしとも思はれず軍人にして報國の心堅固なら
ざれば如何程武藝に熟し學問に長するも猶個人に
等しかるへし其隊伍も整ひ節制も正しくとも忠節
を存せざる軍隊は事に臨みて鳥合の衆に同かるべ
し抑國家を保證し國權を維持するは兵力にあれば
兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に
惑はず政治に拘らず只只一途に己か本分の忠節を
守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺
悟せよ其操を破り不覺を取り汚名を受くるなかれ

一軍人は禮義を正しくすべし凡軍人には上元帥より
下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬す
るのみならず同列同級とても停年に新舊あれば新
任の者は舊任の者に服従すべきものそ下級の者は
上官の命を承ること實は直に朕が命を承る義なり
と心得よ己か謙降する所にあらずとも上級の者は
勿論停年の己より舊ものにしては總へて敬禮
を盡さへし又上級の者は下級のものに向ひ雖も輕
侮驕傲の振舞ふるへからず公務の爲に威嚴を主と
する時は格別なれとも其外は務めて怒に取扱ひ慈

愛を専一と心掛け上下一致して正事に勤勞せよ若
軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下を惠
ずして一致の和諧を失ふたらんには常に軍隊の靈
毒たるのみかば國家の爲にも成るし難き罪人たる
へし

一軍人は武勇を尙ふへし夫武勇は我國にては古より
いとも尙へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇
なくばは叶ふまじ況して軍人は戰に臨み敵に當る
の職なれば片時も武勇を忘れてよかるべきさはあ
れ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣には

やう粗暴の振舞ふとせんは武勇とは謂を難し軍人
たらむものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り
思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮らず大
敵たりとも懼れず且武職を盡さむこそ誠の大勇
にはあられされは武勇を尙ふものは常常人に接する
には溫和を第一とし常人の愛敬を得むと心掛けよ
由なき勇を存して威を振ふたらば果は世の人し
思慮て計張るとの如く思ふなむ心すべしことごと
そ

一軍人は信義を重んずへし凡信義を守ること常の道

にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍
の中に交りておらんこと難かるへし信とは已か言
を踐行ひ義とは已か分を盡すをいふなりされは信
義を盡さむと思はば始より其事の成し得へきか得
へからざるかを審に思考すへし臆氣なる事を假初
に詰ひてよしなき關係を結び後に至りて信義を立
てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあ
り悔ゆとも其詮なし始に能事の順逆を辨へ理非
を考へ其言は所詮踐へからすと知り其義はとても
守るへからすと悟りなは速に止るこそよけれ古よ

り或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り
或は公道の是非に陥落ひて私情の信義を守りあた
ら英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名
を後世まで遺せること其例多からぬものを深く警
めてやはあるへき

軍人は信義を重んずへし凡そ素を旨とせされは文
藝に徳れ薄に趨り時勢の風を好み遂には貪
汚に陥りて志を部下に賤くなり節操も武勇も其甲
斐なく世人に厭はしきせらるる途に至りぬへし其
身生涯の不幸なりといふも中中愚なり此風一たひ

軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し上風も兵氣も頓に衰へぬこと明なり朕深く之を懼れて饗に免黜條例を施行し略此事を誠め置つれと猶も其惡習の出てんことを憂ひて心安からねは故に又之を訓ふる所かし汝等軍人ゆめ此訓誡を等閑にな思ひそ
右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからずさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの

裝飾にて何の用にかは立つべき心たに誠あるは何事も成るもの所かし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕が訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡すは日本國の蒼生舉りて之を悦ひなん朕一人の慥のみならんや

明治十五年二月四日

御名 御璽

讀法

兵隊は皇威を發揚し國家を保護する爲めに設け置かるるものなれば此兵員に於る者は朕の任命を守り違背すべからず

第一條 誠心を本とし忠節を盡し不佞不忠の所爲あるべからず

第二條 長上に敬禮を盡し等輩に信義を盡し親戚備傲の所爲あるべからざること

第三條 長上の命令は其事の如何を問はず直に之に服従し抗抵干犯の所爲あるべからざること

第四條 膽勇を尙ひ軍務に勉勵し恐慌柔懦の所爲あるべからざること

第五條 血氣の小勇に誇り争鬪を好み他人を侮慢し世人の厭忌を來す等の所爲あるべからざること

第六條 道徳を修め質素を主とし浮華文弱に流るゝ等の所爲あるべからざること

第七條 名譽を自ら辱し賤劣貪汚の所爲あるべからざること

以上掲ぐる所の外法律規則に違犯し罪を國家に於るに至りては父祖を辱しめ家聲を汚し恥を後世に遺し

獨其身現在の耻辱のみならずなり況んや重罪の如きは各人天賦の公權をも剝奪せられ世に立ち人に接するも對等の權利を得ざるに於てをや名譽を論じ處を重んずるの軍人に在ては殊に威懼を加へざるべからず就中陸軍刑法は軍隊の害を減ずる爲めに特に設けらるるものたるを以て其刑も亦頗る嚴なり軍人にして之れを犯せば實に本分を誤り軍隊の安寧を害するのみならず遂に世人の信用を損じ陸軍の榮譽を汚す等其責更に重し是蓋自ら戒飾し決して違背す可からざる者也

徵兵問答

軍事普及會編纂

●第一部

徵兵適齡及猶豫と延期之部

第一問 滿二十歳と爲り者は如何なる手續を爲すや

答 毎年一月一日より十一月三十日迄に滿二十歳と爲る者は其年の一月中に十一日より同月三十一日迄に滿二十歳と爲る者は翌年一月中旬に戸主より本籍

市町村長に届出可し(書式一號)

第二問 滿二十歳に至らざるも兵役に就くことを得るや

答 徵兵令第十二條に依り滿十七歳以上の者は書式第三號の手續に依り現役を志願することを得

第三問 滿二十歳となりし者は必ず徴兵となる者なるや

答 日本帝國臣民にして滿十七歳より滿四十歳迄の男子は總て兵役に服する義務を有すれども左に掲ぐるものは兵役に服することを得ず

一 廢疾又は不具者

二 重罪の刑に處せられしもの

第四問 中學程度以上の學校に在學中の者は猶豫を願ふ事を得るが其種類及手續如何

答 官立學校府縣立師範學校中學校若しくは文部大臣に於て中學校の學科程度と同等以上と認めたる學校若しくは文部大臣の認可を経たる學則に依り法律學政治學理財學を教授する私立學校に在る者は滿二十八歳迄延期を爲すことを得るものなり手續第十四號書式の如し但し一年宛延期を願出滿二十八歳に至る時は身體検査の結果抽籤の法に依らず採用せらるものと心得べし

第五問 徴兵猶豫の届出は何時迄に爲すや

答 検査の年四月十五日迄に學校長又は大使公使領事の證明書と共に願出るものとす

第六問 外國に滯在中の者は如何にせば可なるや

答 韓國露領沿海洲及薩哈噠清國及香港澳門以外の外國に在るものは學校在學者と同様に滿三十二歳迄徴集を猶豫する特典あり第十五號書式の通り

第七問 在學者二十八歳となり未だに在學了らず在外者三十二歳迄に歸朝したる者は如何なるや

答 身體検査に合格すれば抽籤の法を之せず採用せらるゝものとす但し在外者は十二歳に至るも歸朝せざるは徴集を免除せられ國民兵役となる

第八問 徴集を延期する資格及手續如何

答 其家族自活し能はざるの確證ある者は本人の願に依り徴集を延期せらるる其事止む時は届出るものとす然れども其事故三箇年を過ぐも仍ほ止まざる者は國兵役に服するものとす分家絶家廢家由興は許可せられず手續第四號書式の如く本年度徴兵に適齡し在學中故に猶豫願を爲せしも體格検査前に卒業の見込あり

第九問

徴兵問答

るもの如何

答 事故止むと同時に届出身體検査を受くるものとす検査場閉鎖後と雖も便宜の地點にて検査を受くるものとす但し引續き更に他の學校に在るものは更に届を改め新學校の在學證明書に依り届出つ可きものとす

第十問

徵兵検査は本籍地にて爲すや又寄留地にて爲すや

答 本籍地にて受検するものなれども寄留地に於ても第二號書式手續を爲せば受検し得らるゝものなり

第十一問

公權の剝奪中のもの停止を附加す可き重輕罪の訊問若しくは拘留處分中の者は如何になるや

答

徵集を延期せらる

第十二問

小學校教員にて徵兵猶豫となり更に高等師範學校に入學せしものは引續き猶豫せらる可きか

答

然り特典を受く

第十三問

徵兵検査を受け更に一年志願兵を志願し得るや

答

徵兵検査の終了が志願兵願書差出し期日前なれば志願し得

第十四問

徵兵検査と一年志願兵と兩方共に合格せし時は何れに服役するや

答

何れにても可なれども一年志願兵に服する方利益なるべし何んとなれば將來將校となる故に然るなり

第十五問

徵兵検査の身體検査に不合格となりしもの先に志願兵を志願したる爲め採用許可となりし時志願兵の願を取消す事を得るや

答

事故止むを得ざれば取消す事を得

●第一部 身體検査及抽籤

第十六問

身體検査を施行せらるゝは何時頃知れるや

答

適齡の届出を爲せば郡市長より出願時日と検査の場所の指令來るものとす

第十七問

身體検査の爲め招集の時事故ありし時は如何

徵兵 問答

答 事故あると雖も出頭すべし但し病氣にて重態又は動けざるものは醫師の診断書書を以て届出時宜に依り其自宅にて受検することを得

第十八問 身體検査の時の等級如何

答 甲乙丙丁戊五級あり

第十九問 何等迄を合格とするや

答 甲乙丙を合格とし甲乙を現役と爲す又丙は國民兵役とし丁は不合格にて兵役を免除せらる成は翌年に徴集を延期せらる

第二十問 體格を各種に區別する基準如何

答 一、甲種 身長五尺一寸以上身體強健

二、乙種 同 甲種に亞ぐもの

三、丙種 同五尺一寸以上にして身體乙種に亞ぐものにして身長五尺一寸未滿

四、丁種 附錄第一表の者及四尺九寸未滿のもの

五、戊種 體格完全強壯なるも身幹未だ定尺に滿ざるもの及疾病中又は病後

にして勞役に耐へざるもの

第二十一問 身體検査は如何なる部分を施行せらるや

答 一、身長測定

二、視力検査

三、言語精神聽官

四、一般の構造

五、關節運動

六、各部検査

第二十二問 近視眼は何度迄を採用せらるや

答 五分の一(スネルンの視力表)弱きものは丙種以下とす

第二十三問 虫歯は何本迄を採用せらるや

答 規定なけれども半數以上あるものは不合格なり

第二十四問

近視虫歯の外如何なる體質の者不合格となるものにや

答 附録第一表を見よ

第二十五問

體格検査の時其結果は示さるゝものなるや

答 壯丁名簿と云ふ紙片あり之が體格の等位の部に検査軍醫が捺印する等級に依りて知ることを待

第二十六問

體格検査の時は如何なる心得を要するか

答 一、決して體格を詐偽す可らず世間往々近視等の偽りを爲すも直に軍醫に依り發見せらる可し若し故意に身體を破損する者は徴兵忌避の爲め刑法を以て處分せらる

二、検査當日は時計指輪等の貴重品を携行し又は美服を着用す可らず盜難紛失の恐れあればなり然れども身體を清潔に入浴し清潔の禪を用ゆべし
三、検査官より點呼名前を呼ばるゝ時は大なる聲を以て返答を爲すべし

第二十七問

學力は檢定せらるゝや

答

學力は檢定せらるゝ事あるも合否を決定する材料ならざる故若しも採用入隊せし時は學力の高きを利益とする故奮發して答解すべし

第二十八問

身體検査に合格せる者は直に採用せらるゝや

答

毎年勅裁に依り各兵種の所要人員を決定し之を徵募區に於て配當す其人員は甲種より採用し甲種にて不足の場合は乙種より採用す甲種にて足る場合は乙種は徵集せられず甲種は抽籤に依て決定せらる餘りは徵集を免除せらる又甲乙共に抽籤せらるゝ事あり以て合否を決定す

第二十九問

抽籤は何時施行せらるゝや

答

市町村長より通知及告示の時日に依り施行す但總代を以て施行せらるゝ者とす

第三十問

寄留地徵募區の検査に合格したるものは抽籤は何處にてなすや

答

寄留地にて爲すものとす

第三十一問

寄留地の定寸に依り徵集せらるゝものなるや本籍の定寸に依て徵集せらるゝものなるや

答 寄留地にて抽籤するも本籍の定寸に依り決定せらる

第三十二問 抽籤總代は何に依て定まるか

答 市町村長の呼出しに依り指名出頭す可きものとす但旅費官給とす

第三十三問 抽籤了りし後決定は何に依て知る事を得るか

答 一、兵役を免すと云ふ標の來らば兵役免除なり

二、右現役兵に徵募し何兵何聯隊に編入すとの標來らば現役兵として入隊するものなり

三、右陸軍補充兵に編入すとあるときは補充兵となり教育召集令狀なるもの更に來らざる時は入營せず但現役兵故障ありたる時は補缺とし入營することあり補充兵に編入せられたるもの更に教育召集令狀を受けられたれば百五十日以内召集せらるるものとす

第三十四問 兵種は何に依て決定せらるるか

四、右徵集を延期すとの札來らば翌年迄は徵集せられざるものとす

答 附録第二表を見よ

●第二部 入營之部

第三十五問 現役兵の入營期日如何

答 令狀の裏面を見よ(令狀とは入營の命令の通知なり)

第三十六問 現役兵入營の際父母疾病危篤又は死亡の時は如何

答 市町村長與書證印を受けたる願書を以て醫師の診斷證書を附し延期を願出する時は二十日以内延期し得(第四號書式)

第三十七問 現役兵入營の際疾病にて入營出來ざるものは如何にするや

答 市町村長の與書證印を受けたる届書及診斷證書を添へ聯隊區司令官に届出可し(第五號書式)

第三十八問 現役兵入營前補充兵轉籍したる時は如何にするや

答 十四日以内に郡市長を経て聯隊區司令官に届出可し即上表の届書を町村長又は

區長に差出可し(第六號書式)

第三十九問 現役兵入營前及補充兵寄留若くは十四日以上の旅をなさんとすると

は如何にするや

答 召集の命あるとき之を通報すべき者を定め市町村長に届出可し又復歸したる時も亦同じ(第七號書式)

第四十問 徵兵入營せんとする節の途中旅費如何

答 陸路雜費金入錢又は汽車汽船實費を給せらる(詳細附録第三表)

第四十一問 徵兵入營途中天災に會し入營時に遅れし時如何

答 川留雪太等にて滞留せば其地市町村長の證明書を入隊部隊々長に示すものとす鐵道に在ては驛長汽船は船長の證明書を要す

第四十二問 入營前に如何なる準備を要するや

答 一旦入營の命に接せしなれば充分に國家に盡すの感念を養成せざる可らず入營前には決して職を廢して準備等を爲す必要なしと雖只體力を養成し壯健ならざる可らず故に攝生と運動を主とせざる可らず又餘暇には軍隊に下し給ひし勅諭を能く捧讀するを要する外別に準備の必要なし(勅諭は卷首にあり)

第四十三問 入營當日の心得如何

答 入營日には美服には及ばざるも餘り雜風景の服裝をせざる可と入營者に貧富の程度ありと雖成る可く木綿衣に木綿袴にて可なり袴帽子を着するを可とす

金圓は所要以外に携帶せざるを可とす所要は金三圓位にて可なり其以上を携帶すると雖入隊部隊にて取上保管するものとす

時計其他の貴重品は持て行かざるを可とす之れ軍隊生活に慣れざる者が紛失の恐あればなり

頭髮は短く理髪し身體を清潔になすべし

入營當日は餘り餘分なる物品を持行かざるを可とすれども左の物品を持ち行くべし

一 認印一個 一 胴締皮 一 端書切手封筒卷紙若干 一 知人番地控帳其他日用品

品若干

附添人等は多く入營に供はざるを可とす

附添人なき時は簡單の服裝殊に雨具又は下駄等を以て入營せざるを便とす
盛大なる旗幟を建てたる見送人は辭退するを要す

若し引率官に従ひ引率せられ入營するものは引率官より遠く散在せざるを可とし萬事引率官の命に従ふを便とす

襦袢袴下又は靴下等は私物品として其儘使用を許可さるゝ事あり
入營の時は満面笑味を以て雀躍して入隊すべし

●第四部 兵役之部

第四十四問 兵役を分て幾何とするや

答 常備兵役、後備兵役、及國民兵役、補充兵役等なり
常備兵役は現役及豫備役之なり

國民兵役は第一國民兵役、第二國民兵役の別あり

第四十五問 各兵役の服役年限如何

答 現役は三年(歩兵は二年)
豫備役は現役を了り四年四ヶ月
後備兵役は常備兵役を了り十年
補充兵役は十二年四ヶ月

第一國民兵役は豫備兵役を了り又は召集せられたる補充兵其役を了りたるもの
第二國民兵は常備後備補充兵及第一國民兵にあらざるもの

第四十六問 歸休とは如何なる事なるか

答 現役三年にして品行方正勤務勉勵學術科優秀の者は二年にて故郷に歸り職業に就く事を許可せらるゝものとす

●第五部 雜問之部

第四十七問

徴兵は最も先きに如何なる種類の者を撰定採用するか

答

一、甲種合格兵役を免れん爲疾病又は毀損逃亡者

二、甲種合格者にて徴兵猶豫をなせし者

三、甲種合格にて疾病犯罪の爲入營を延期せしもの

四、現役志願者

五、甲種合格にして當籤の者

六、乙種合格にして徴兵忌避者

七、乙種合格にして徴兵猶豫の者

八、乙種合格にして病氣其他犯罪にて延期せしもの

九、乙種合格にして當籤の者

第四十八問

中學校の補修科又は高等學校豫科研究科の者は中學又は高等學校在學者

答

然り公立中學の補修科又は私立中學にて文部大臣の認定したる學校の補修科又

は分科大學高等師範の研究科は特典を受く大學院は然らず

第四十九問

徴兵適齡届をなす際戸主不在の時は如何にするや

答

家族又は親族よりなすべし

第五十問

自ら徴集延期の願をなさず官より徴集延期の命令を受る者は如何なる者や

答

一、體格完全且強壯なれども身幹定寸に満たざる者

二、疾病中又は病後にして勞役に堪へざる者

第五十一問

東京商船學校在學者は海軍豫備士官なりと云へば徴兵検査を受くるもの

なるや

答

受くるものにあらず然れども分校は此限りにあらず

第五十二問

陸海軍の諸學校(兵學校士官學校幼年學校等に在學中途退學せられ滿二

十歳とならざるもの如何になるや

答

幼年學校生徒退學者は勿論徴兵検査を受く士官候補生は其除隊退學となりし時

其階級に任せられ(例令軍曹の階級の)ざる時は徴兵の検査を受くるものとす

第五十三問 近衛に入隊せんと欲するものは如何にするや

答 全國壯丁の中より優秀なるものを撰抜して入隊せしむる故各聯隊區より採用する外願ひは出來ず

第五十四問 本籍地に依りて如何なる地方の聯隊に編入せらるゝや又希望出來るや

答 其師管内の聯隊に配賦せらる又北海道及近衛にも分配せらる

●第六部 刑罰之部

第五十五問 徴兵適齡の届出又は在營又は外國滞在の届出を爲さざるものゝ處分如何

答 罰金に處せらる三圓以上三十圓以下

第五十六問 兵役を免れん爲め身體毀傷又は疾病を作為する者逃亡潜匿したる者の處刑如何

答 一月以上一年以下の重禁錮にて罰金三圓以上三十圓以下に處せられ若し身體検査の結果善良なれば抽籤の法に依らず採用せらる

第五十七問 現役兵補充入營前に轉籍したる時届出を爲さざるものゝ處罰如何

答 五錢以上一圓九十五錢以下の科料に處せらる

第五十八問 疾病の爲め身體検査を受られざるもの無届缺席は如何に處分せらるゝや

答 五錢以上一圓九十五錢以下の科料

第五十九問 疾病又は事故の爲め入營期限に無届遅刻する時の處分如何

答 五十八問答と同じ

●第七部 一年志願兵志願者心得

第六十問 一年志願兵を志願するには如何なる手續を要するか

答 官府縣立中學校又は文部大臣の認定したる學校卒業の者は無試験故に學校長の卒業證明書及書式第八號の願書に戸籍謄本履歷書及未成年者は親權者(戸主に非ざるものは戸主)の服役承認書様式第八號其三を添付し七月十日迄に(電)試験を要するものは六月十日迄に本籍地の市町村長に届出すべし

第六十一問 一年志願を爲し得る資格如何

答 満十七歳以上満二十八歳以下にして官立學校府縣立師範學校中學若は文部大臣に於て中學程度と同等以上と認められた學校若しくは文部大臣の認可を経たる學則に依り法律學政治學理財學を教授する私立學校の卒業證書を所持し若しくは陸軍試験委員の試験に及第し服役中食科被服裝具の費用を自辨し豫備將校たる希望を有するものは志願し得

第六十二問 一年志願兵志願者入營期迄に満二十八歳を超ゆるものは如何

答 志願兵を許可せず

第六十三問 一年志願兵の官費ありや

答 目下廢止となり自費のみとなる

第六十四問 一年志願兵の兵科は何に依りて定まるや

答 本人の冀望と軍事上の必要に依る

第六十五問 一年志願兵にて軍醫部を志願したるものは如何なる資格を要するや

答 一、醫術開業免狀を有し又は之を受くべき資格を有するものは軍醫生

二、藥劑師免狀を有し又は之を受く可き資格ある者は藥劑生

三、獸醫開業免狀を有し又は之を受くべき資格ある者は獸醫生

第六十六問 一年志願兵にして主計を志願し得べき資格を問ふ

答 左の如し

法科大學 東京神戸京都長崎山口高等商業學校市立大阪高等商業學校本科私立關西大學私立中央大學私立京都法政大學私立法政大學私立早稻田大學私立明治大學私立慶應義塾大學私立專修學校私立臺灣協會專門學校私立東洋商業專門學校の法律又は政治經濟商科等卒業の者は主計生たることを得

第六十七問 一年志願兵は外泊出来るや

答 營内に居住す但し入營後六箇月を経たるものは外泊を許可せらるゝ事あり

第六十八問 一年志願兵の給料旅費如何

答 給せられず

第六十九問 一年志願兵の費用は自費なるものと之は幾時何程上納す可きや

答 時の物價に依り陸軍大臣之を定むれども入隊の前月の十五日迄に其隊に上納し百〇五圓にて不足あれば之を追徴し剩餘あれば之を還付せらる乗馬兵は二百六十圓なり(乗馬兵とは砲騎輜重兵なり)

第七十問 一年志願兵の服役如何

答 現役一年豫備六年四ヶ月後備五年途中傷痍疾病にて服役に耐へざるものにて除隊となりし時は七年四月の豫備なり

第七十一問 一年志願兵の入營期日如何

答 十二月一日とす

第七十二問 一年志願兵にして徴兵及志願兵の検査に出場して志願兵の試験に落第し

徴兵検査に合格したる者は如何になるや

答 徴兵として入隊すべきなり

第七十三問 一年志願兵にして徴兵及志願兵の検査に出場し兩方合格したるものは如何

何

答 何れにても可なり

第七十四問 一年志願兵にして徴兵に不合格し志願兵に合格したる者は如何

答 無論徴兵は免除となり志願兵に出づるものとすと雖所定の期日迄に入營せざれば一年志願兵たるの資格を失ふものとす別に所罰なし

第七十五問 一年志願兵の進級法如何

答 入營後五ヶ月の後一等卒階級となり六月一日上等兵に進級し九月伍長となり現役を十一月卅日に了り終末試験に及第したるものは軍曹となり引續き又は翌年にても三ヶ月間召集となり曹長の階級となり見習士官を命ぜられ終末試験に及第すれば少尉となる

第七十六問 一年志願兵中終末試験に不合格せる者如何

答 現役中終末試験に落第したるものは伍長に任ぜられ曹長階級中落第したるものは軍曹に任ぜらる

第七十七問

一年志願兵は何處の聯隊に配當せらるゝや

答

本籍地の師團内の聯隊に配賦せらるゝと雖

一、軍事上の必要と

二、志願兵の希望

三、兵科毎に各隊の人員平等に

従て或は志願せし聯隊に入營し得ず

第八部 六週間現役兵之部

第七十八問

六週間現役兵たらん資格如何

答

満十七歳以上満二十八歳以下にして官立府縣立師範學校の卒業證書を所持し官

公立小學校の教職に在る者は六週間現役に服することを得

第七十九問

満十七歳とは其年の何月を以て算するや

答

入營の月迄に満十七歳以上となるものなり

第八十問

師範學校豫備科又は小學教員養成所又は講習生卒業の上小學教員在職者は

六週間現役を志願し得るや

答

豫備科生徒は本科卒業の上志願し得又講習科は六週間現役を志願し得ず

第八十一問

高等師範學校選科卒業にて小學教員奉職中の者は如何

答

志願出來ず

第八十二問

六週間現役者は何時服務するや

答

各身體検査は教職に就きたる年居住地の聯隊區内にて行ひ其年若しくは翌年歩

兵隊に限り入營服務するものなり

第八十三問

六週間現役は如何に手續するや

答

本人より校長に届出校長は郡市長に通報するものとす

第八十四問

六週間現役兵の入營期日如何

答

六月一日なり

第八十五問

六週間現役兵入營に際し疾病其他の事故を以て入營し難き時如何

徵兵 問 答

答 翌年徴集されるものなり

第八十六問 六週間現役の服務如何

答 入營期日より六週間とし現役了り國民兵となる

第八十七問 六週間現役の費用如何

答 凡て官費とす

第八十八問 六週間現役の身體検査に不合格の者如何

答 普通の徴兵検査と同様兵役を免除せらる

第八十九問 六週間現役の品行方正勤務勉勵なるものは如何になるや

答 國民軍幹部部適任證書を授與せらる

第九十問 六週間現役服務の後滿二十八歳迄に其敎職を止むるものは如何になるや

答 更に二箇年現役に服し常例の豫後備に服役するものと心得べし

●第九部 下士志願之部

第九十一問 下士は如何なる資格の者志願出來得るや

答 十七歳以上の現役兵に限り志願し得

第九十二問 下士志願の手續如何

答 下士は現役兵中より採用するもの故に若し徴兵適齡ならざるは現役志願兵として志願し入隊の上一年間再服役を願出戸主又は親權者の同意者の同意書を附し下士志願書を差出す可し

第九十三問 下士の進級法如何

答 服役の次第に上等兵となり一年の後下士勤務上等兵となり第四年に至り伍長に任ぜらる累進し軍曹曹長特務曹長に至る

第九十四問 下士の俸給及特典如何

答 伍長 三圓六十錢より四圓五十錢迄(月額)
軍曹 六圓九十錢より九圓九十錢迄(月額)
曹長 十一圓七十錢より十五圓卅錢迄(月額)

特務曹長 年額百七十七圓より二百九十七圓迄

又

下士は士官候補生を志願し得

下士は毎日業間外出を爲すことを得

下士は勤功賞與金を得るべし又初任手当退職賜金等あり

下士の衣食住は官給とす

●第十部 軍樂學生之部

第九十五問 軍樂學生の受檢資格如何

答 年齢十七歳以上二十歳以下身幹四尺九寸以上高等小學卒業程度無妻にして破産身代限又は禁錮等の處分なきものは資格あり

第九十六問 試験課目如何

答 讀書(漢字交り文)作文(通俗文)算術(初歩)

右之外聽官の試験及若干の口述試験あり

第九十七問 志願者は如何なる手續を要するか

答 三月二十日迄に居住地の市町村長に差出すものとす其届書は書式第十三號参照

第九十八問 軍樂學生進級俸級手当如何

答 戸山學校の軍樂學校に入學一ヶ年後卒業し其間一圓五十錢の手當あり卒業後樂手補となり二圓六十四錢の給料と外宿加俸七圓三十六錢尙加俸として一圓を受く尙累進するものとす

●第十一部 砲兵工長候補者之部

第九十九問 砲兵工長候補者を志願し得る資格如何

答 年齢十八歳以上二十三歳以下(十一月十五日迄に)にして身長五尺以上の者無妻にして品行方正破産身代限り又は禁錮以上の處分を受けし事なく概ね高等小學卒業の程度學力を有するもの

砲兵問答

第百問 砲兵工長候補者の試験科目如何

答 讀書 漢字交り文

算術 初歩

作文 日用書類(漢字交り文)

圖畫 用器畫自在畫の概要

歴史 日本歴史の概要

第百〇一問 現役兵より志願し得るや

答 六月三十日迄に所屬隊長に願書を差出し志願し得るものなり

第百〇二問 志願の手續如何

答 志願者は陸軍大臣の告示に基き毎年三月十五日迄に書式第十二號の届書を戸籍謄本を添へ町村市役場に差出す可し

第百〇三問 砲兵工長候補者の試験に及第せしものは如何になるや

答 陸軍砲兵工科學校に入學せしめ衣食共官給尙手當を受く

第百〇四問 陸軍砲兵工科學校の終了期及初任如何

答 二年間にして終末試験に及第したるものは三等工長となる

●第十二部 地方幼年學校之部

第百〇五問 幼年學校志願者の資格如何

答 年齢十三年以上十五年以下にして身長四尺四寸以上中學第一年終了の程度學力を有するもの

第百〇六問 地方幼年學校の試験の程度

答 讀書(漢字交り文) 算術(複比例迄) 地理(日本概要) 作文(漢字交り文書翰文) 歴史(概要)

第百〇七問 地方幼年學校の志願の手續如何

答 志願者前年十一月卅日迄に第十號書式を出す可し但し體格検査の節寫眞を携帶すべし

第百〇八問 入學中の費用如何

答 特待生 官費とす

半特待生 初年度被服料金十五圓
毎月納金四圓

自費生 初年度被服料金三十五圓
毎月納金七圓

第百〇九問 特待生及半特待生となる資格如何

答 特待生は戦死病死將校の孤兒現役中公務の爲め死したる陸海軍將校の孤兒等

半特待生は陸海軍現役尉官同相等官の兒子

第百一〇問 地方幼年學校の所在地如何

答 東京大阪名古屋仙臺熊本廣島の六個所にて東京は中央幼年學校豫科と云ふ他は

大阪地方幼年學校何々地方幼年學校と云ふ

第百一〇問 入校より士官候補生となる迄の時日如何

答 地方幼年學校三年中央幼年學校二年にて士官候補生となる

第百一二問 幼年學校受験者の試験開始は何月何日頃か

答 四月十六日より開始せらる

●十三部 士官候補生之部

第百十三問 陸軍士官候補生の資格如何

答 年齢十八歳以上二十一年以下(本兵科下士の志願者は二十六歳以下)身長五尺以上の事妻あるもの本人

及父若しくは戸主家資分散又は破産の宣告を受け未だ復権を得ざるもの及身代

限りの處分を受け又は禁錮の刑に處せられたるものは資格なし

第百十四問 士官候補生の志願手續如何

答 前年一月三十日迄に第九號書式の願書を市町村役場に出す可し體格検査は呼出

状來る其時に寫眞を携帶出頭すべし

體格検査合格のものは四月十一日より學科の試験あり

第百十五問 士官候補生の受験課目如何

歴史(日本支那萬國) 地理(日本及萬國地文) 無機化學 物理

徴兵問答

動物學 植物學 生理學 國漢文
 作文 圖畫(自在圖) 代數 幾何(立體平面)
 三角(平面) 算術 衛生學 語學(英佛獨露
 の中一科)

第一百十六問 士官候補生より將校に成る迄の順序如何

答 一年間隊附となり一等卒上等兵伍長の階級に進む

一年の後軍曹に進み士官學校に約一年間在學

歸隊後曹長の階級に進み見習士官となり六ヶ月の後任官す

第一百十七問 士官候補生の入學中費用如何

答 凡て官給とす

第一百十八問 兵卒より士官候補生を志願し得るや

答 兵卒よりは受験出來ず再服役をなし下士となり下士より受験せば廿六歳迄資格あり

●第十四部主計候補生之部

第一百十九問 主計候補生の志願資格願書及試験課目如何

答 士官候補生に同じ

第十五部 兵事願届諸書式

第一号書式

兵適令御届

郡市區町村番地族籍及職業

氏

名

年月日生

右私或ハ何男(弟孫甥又ハ何々)ニテ本年何月二十歳ニ相成候間及御届候也

郡市區町村番地族籍及職業

戸主

氏

名印

年月日

町村長氏名殿

注意

一職業ニ兼業アルモノハ兼業共教育ノ程度直接納税ノ金高處刑ヲ受ケタルノ有無等續納届出ノ際書

面ヲ以テ届出ツヘシ

二滿廿歳トナル歳ノ一月三十日マテニ届出ツルモノトス

寄留地ニ於テ徵兵身體検査ヲ受ケンコトヲ望ム者ハ原籍寄留地共検査開設三十日前ニ寄留地ノ島司又ハ郡市區長ヘ願出ツ可シ

第二號式

(其一)

寄留地ニ於テ徵兵身體検査願

郡市區町村番地族籍及職業

何府縣郡市區町村番地何某方ヘ寄留

氏

名

年月日生

右ハ本年徵兵適齡ニ有之候處頭書之地ニ寄留罷在候間徵兵身體御検査被成下度寄留地戸主連署此段奉願候也

體兵問答

五三

年月日

右本人

氏

名印

右戸主

氏

名印

郡市區長氏名殿

前書之通相違無之候也

年月日

町村長

氏

名印

注意 願書ニ教育ノ程度本人ノ職業ヲ記載スルヲ要ス

(其二)

御 届

何府縣郡市區町村番地族籍

何ノ誰方寄留

何府縣郡市區町村番地族籍

何ノ誰何男(戸主)(弟)

氏

名

年月日生

右私儀本年徴兵適齡ニ有之候處現今前書ノ地へ寄留罷在候ニ付キ同所ニ於テ徴兵身體
検査出願仕候間及御届候也

右

年月日

氏

名印

市區町村長市名殿

注意 本籍ノ市町村長へ届出ツルコト

現役志願

一 徴兵令第十二條ニ依リ現役ニ服センコトヲ志願スル者ハ徴兵検査所開設以前願書

徴兵問答

(第三書式其一)ヲ町村長ニ差出シ身體検査ヲ受クヘシ
 二徵兵令第十二條ニ依リ現役ニ服センコトヲ志願スル者ハ其願書ニ父(母)(戸主)(後見人)連署ヲ以テ九月一日前自己ノ服役セント欲スル軍隊へ願出服役ノ許可ヲ受ケタル者ハ入營前本籍地ノ市町村長へ届出ツヘシ
 但隊ノ都合ニ依リ許可セサルコトアルヘシ
 三徵兵事務條例施行細則第二十一條ニ依リ(徵兵検査ノ時)現役ヲ志願セントスル者ハ検査前日迄ニ願書(第三書式^{其三}_{其四})ヲ町村長ニ差出スヘシ
 第三書式

(其一) 現役志願者身體検査願

何府縣何郡區何町村大字番地
 族籍某何男
 何
 年月日生 誰

第一 何兵

第二 何兵

右徵兵令第十二條ニ依リ現役ニ服シ度候間身體検査被成下度身元證書相添へ此段奉願候也

右
 何 誰印
 身元保證人
 何 誰印
 親權者若ハ戸主 何 誰印

何聯隊區徵兵官御中

注意 本願書ハ本人自書スルモノトス

(其二) 現役志願書

私儀徵兵令第十二條ニ依リ現役ニ服シ度候間服役ノ義御許可相成度別紙身元證書相添
ヘ父母戸主後見人連署ヲ以テ此段奉願候也

何府縣郡市區町村番地

族籍職業

本人 氏

名印

年月日生

同戸主 氏

名印

何聯隊何鎮守府御中

注意

寄留ノ者ハ寄留地ヲ併記スヘシ身體検査ノ爲メ往復ノ旅費及入營旅費ハ自辨トス検査合格證書ヲ添
ユル者ハ身元證書ノ外ニ及検査合格證書ト書スヘシ

(其三)

身元保證

何府縣郡市區町村番地

華士族平民某長次

男(兄弟)本人戸主ナレハ
戸主ト記スヘシ

氏

名

年月日生

一戸籍内ノ者

一妻 某 何某長(次)女
年月日婚嫁

一長(次)男某 年月日生

一父 某

一母 某

一祖父 某

一祖母 某

一兄 某 年月日生

徵兵問答

六〇

一妹 某 年月日生

一何々

一戸 主(家族)直接國稅何圓ヲ納

一戸 主(家族)家屋ヲ有ス(家屋ヲ有セス)

一尋常(高等)小學校卒業(何年級迄修業)

一現今何ノ職業ニ從事ス

一年月日何ノ賞トシテ何々ヲ受ク

一刑罰ヲ受ケタルコトナシ(年月日何々ノ科ニ依リ何罰ニ處セラル)

一痘痘何回(天然痘)

右ノ通相違無之候也

本人

年月日

氏

名印

戸主(後見人)

氏

名印

前書ノ通相違無之候也

年月日

區町村長

氏

名印

(其四)

現役志願書

何府縣何郡市何町村大字番地

族籍職業某何男

何

某

第一 何兵

第二 何兵

私儀本年徵兵適齡ニ有之候處現役兵志願仕候間頭書之兵種ニ御採用被成下度身元證書
相添へ戸主連署ヲ以テ此段奉願上候也

徵兵問答

六一

明治 年 月 日

右

何

某印

戶主

何

某印

何聯隊徵兵官御中

注意 本願書ハ本人自書スルモノトス

現役兵入營ノ期ニ際シ父母ノ疾病或ハ死亡ノ故ヲ以テ入營ノ延期ヲ願フ者ハ十四日
以內ノ延期ヲ許サル

第四號書式

入營延期願

何府縣郡市區町村何番地

本年現役何兵第何番

戶主(某何男)

氏

年月日生 名

右ノ者來ル何月何日入營被命候處(父)母某儀別紙醫師診斷證書ノ通危篤症ニテ一時モ
難見放候間 父母某儀本月何日死亡候ニ付(入營延期被成下奉願候也

右

氏

名印

父(兄)親族

氏

名印

年 月 日

何聯隊區司令官氏名殿

前書ノ通相違無之候也

市町村長

氏

名印

注意 父母死亡ナレハ市町村長ノ證明書ヲ添ユ

徵兵問答

疾病傷痍或ハ犯罪等ニテ入營シ難キ者ハ左ノ書式ヲ以テ聯隊區司令官ヘ届出ツ可シ
第五號書式

入營不參届

何府縣郡市區町村番地

戸主(某何男)

本年現役何兵第何番 氏

名

年月日生

右之者何聯(大)隊ヘ入營被命候處(別紙醫師診斷證書ノ通病氣ニ罹リ)宣告書寫ノ通處
刑中ニテ(何月日ヨリ)逃亡失踪ニ付)入營難致候間及御届候也

右父(兄)親族

氏

名印

年月日

何聯隊區司令官氏名殿

注意 町村長ヲ經テ差出ス可シ

入營前轉籍シタル者ハ十四日以内ニ左ノ書式ニ町村長及島司郡市長ヲ經テ聯隊區司
令官ヘ届出ツヘシ
第六號書式

轉籍ノ時 月日

轉籍ノ時 月日

轉籍地 何縣何郡區何町村何番地

本籍地 何府何郡何町村何番地

本年現役何兵何番 何

某

右轉籍及御届候也

年月日

右何

某印

何聯隊區司令官氏名殿

注意 本籍地市町村長ヲ經テ差出スヘシ

入營前寄留若ハ十四日以上ノ旅行ヲ爲サントスル者ハ町村長及島司郡市長ヲ經テ左ノ届書ヲ聯隊區司令官ヘ差出ス可シ

第七號書式

寄留(旅行)届

寄留(旅行)ノ時 年月日

寄留(旅行地) 何縣何郡何町何番地

召集通報人 何郡何村何番地何某

本籍地 何區何町何村何番地

本年現役何兵何番 何 某

右寄留(旅行)及御届候也

年月日 右 何 氏

通報人 氏 某 名 印

年月日生

何聯隊區司令官氏名殿

注意 本籍地市町村長ヲ經テ差出スヘシ

一前數項ノ届出ヲ爲ササル者ハ五錢以上五拾五錢以下ノ科料ニ處セララルモノトス

一故ナク入營ノ期ニ後レ平時ニ在テ十日ヲ過ル者ハ十一日以上六ヶ月以下ノ輕禁錮

ニ戰時ニ在テ五日ヲ過ル者ハ一月上一年以下ノ輕禁錮ニ處セララルモノトス

一現役兵證書ヲ失ヒ若ハ損傷シタルトキハ新ニ下渡ヲ島司又ハ郡市長ニ請求ス可シ

一年志願兵ハ一月三十一日マテニ文部大臣指定學校ノ卒業證書ノ寫ヲ添ヘ師團長ヘ出願スヘシ

第八號書式

(其一) 一年志願兵服役願

某 儀

徵兵令第十三條ニ依ル服役中ニ關スル費用全額ヲ自辨シテ年志願兵トシテ服役致度候間御認可相成度別紙所要書類相添此段奉願候也

追テ一年志願兵條例第廿六條ニ依リ勤務演習ノ爲メ召集セラルル場合ニ於テハ之ニ要スル費用モ自辨可致候也

本籍地 府縣郡何町村何番地(何)平民
寄留地 府縣郡何町村番地

年月日

氏 名 印
年月日生

第何師團長(爵)氏名殿

追テ左ノ通希望致候也

一 受驗場 何地

二 冀望兵科

第一 何 兵 (主計生軍醫生藥劑生獸醫生希望者ハ其旨ヲ記入スヘシ)
第二 何 兵

注意

受驗場ハ本籍地師管内又ハ寄留地師管内ニ限ル但臺灣ニ於テ服役セムトスル者ハ臺灣守備混成旅團司令部所在地トス主計生ヲ志願シ得ル者ハ專門學校又ハ之ト同等以上ノ同校ニ於テ法律又ハ經濟ノ課程ヲ卒業シタル者
軍醫生、藥劑生、獸醫生ハ各其開業免許狀若ハ免許ヲ有シ又ハ之ヲ受ヘキ資格アル者ニ限ル

(其二) 履 歷 書

- 一 何年何月日何學校ニ入校卒業
- 一 何年月日何地ニ於テ何々研究
- 一 何年月日何々ニ從事ス
- 一 一年志願兵出願ニ關スル件左ノ如シ
 - 一 未タ出願セシユトナシ
 - 一 何年何師管ニ於テ何々ノ爲不採用
 - 一 何年一年志願兵認定證書ヲ受領セシモ何々ノ爲メ服役セス
 - 一 何年月日何々ニ依テ(賞)罰等

(右ノ外履歴ニ關スル事項ハ悉記載スヘシ)

右之通り相違無之候也

年月日

氏

名印

(其三)

一年志願兵服役承認書

氏

名

年月日生

右ハ一年志願兵トシテ服役ノ儀承認致候就テハ服役并ニ一年志願兵條例第二十六條ニ依リ勤務演習ニ要スル費用ハ無相違上納可爲致候也

本籍地 何府縣郡何區町村番地

寄留地 何縣郡區町村番地

戸主

氏

名印

年月日

注意

二十歳未満ノ志願者ニ在テハ戸主及親權ヲ行フ者ノ連署ヲ要ス此場合ニハ氏名ノ上ニ親權者ト記載スヘシ

(其四)

身元證明書

氏

名

一賞罰ニ關スル事項ハ履歴書ノ通

一戸主或ハ本人何種公債證書或ハ株券金額何千何百圓ヲ所有スル等

一戸主或ハ本人官廳或ハ會社等ヨリ受クル給料何千何百圓等

一何々ノ所得年額何千何百圓等

右相違無之ニ付一年志願兵服役中ノ費用金額ヲ自辨シ得ルコトヲ證明ス

年月日

市區町村長 氏

名印

第九號書式

(其一)

士官候補生願(用紙美濃紙)

某儀

士官候補生志願ニ付御許可被成下度御採用ノ上ハ御規則嚴重ニ相守リ誓テ陸軍ニ從事可仕候仍テ戶籍ノ謄本履歷書證明書(入隊承認書)相添ヘ身元保證人連署此段奉願候也

府縣族籍職業

戶主(戸主ニアラサレハ
誰子弟)

府縣郡町區村番地

府縣郡市區町村番地寄留

氏

名印

年月日生

身元保證人

府縣族籍職業

府縣郡市區町村番地(寄留)

氏

名印

同

同

氏

名印

年月日

何師團長(爵)氏名殿

追テ左ノ通冀望致候也

受験外國語 英。獨。佛語

受験場 何地(居住地所管師
管内ニ限ル)

冀望兵程隊號

第一何兵何隊(入隊スヘキ隊長ノ
承認ヲ得タル者ハ)

第二何兵何隊(其旨ヲ記スヘシ)

前書之趣調査候處相違無之候也

年月日

府縣郡市長 氏

名印

二十歳未満ノ志願者ニ在テハ身元保證中一人ハ其ノ志願者ニ對シ親權ヲ行フ者タルヲ要ス

注意

此場合ニハ身元保證人氏名ノ上ニ親權者ト記載スヘシ以下同シ
士官候補生ハ検査ヲ受ケヘキ前年ノ十一月卅日迄ニ居住地ノ市町村長ニ志願書ヲ差出スヘシ其ノ願書ニ學校長ノ保證書及戸籍ノ謄本并ニ履歷書(入隊スヘキ隊長ノ承認書ヲ得タル者ハ其ノ承認書)ヲ添付スヘシ學力程度ハ中學校卒業若クハ其學力ニ比準ス年齢十八年以上二十一年以下身長五尺以上合格者入隊期日ハ検査ヲ受タル年ノ十二月一日トス
身元保證人ハ父兄親族其ノ他一家ヲ爲ス身元確實ノ者二名ヲ要ス

(其二)

履歷書 (用紙美濃白紙)

- 一何年月日何學校へ入學何年月日何校卒業
- 一何年月日何學校何年學級ヨリ何學校何年學級ニ入學校年月日同校卒業
- 一何年月日何所ニ於テ何々研究
- 一何年月日何々ニ従事ス

一何年月日何々ニ依リ賞(罰)等

右ノ外履歷ニ關スル事項ハ悉ク記載スヘシ

右之通相違無之候也

年月日

本人 氏 名 印
 身元保證人 氏 名 印
 同 氏 名 印

(其三)

(用紙美濃白紙)

府縣族籍何某身元明細書

身	父	實父某 <small>(養父繼父ニ在ル者ハ各別ニ)</small> ノ職業ノ種類
	母	實母某 <small>(養母繼母ニ在ル者ハ各別ニ)</small> ノ職業ノ種類
分	戸主	某職業ノ種類

罰	財		金得所	
	戸主ニ屬スルモノ	本人ニ屬スルモノ	戸主ニ屬スルモノ	本人ニ屬スルモノ
犯罪及處刑ノ有無	不動産見積價額	不動産見積價額	一ケ年収入見込額	一ケ年収入見込額
本人父母戸主何罪ヲ犯シ何刑ニ處セラレ又ハ何罪ヲ犯シ審理中等現ニ刑ヲ受ケタルモノモ併テ詳記スヘシ	何圓	何圓	何圓	何圓
	合計	合計	何圓	何圓

右之通調査證明候也

年月日

府縣郡市長

氏

名印

一父母及戸主ノ職業ヲ明ニスル爲例ヘハ商ニ在テハ其種別官吏公吏ニ在テハ何官何職

何所奉職等詳細ニ明記スヘシ

二中央幼年學校豫科生徒地方幼年學校生徒志願者ニ在テハ本書身分欄ノ下ニ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一陸海軍將校同相當官及陸軍准士官下士并ニ高等官タリシ死者ハ戰死死歿(恩給權ヲ得

タル後死歿)等年月日ヲ分チ其略歴

一特ニ國家ニ功勞アル高等官タリシ死者ハ年月日ヲ分チ其略歴

一陸海軍將校及相當官ニ在テハ其ノ官等及恩給權ノ有無又名譽進級ヲ爲シタル陸海軍少佐同相當官ニ在テハ其旨

一增加恩給權ヲ得タル陸軍准士官下士及任官後十五年以上隊附職業務ニ精勤シタル陸軍下士ニ在リテハ其略歴

三中央幼年學校豫科生徒及地方幼年學校生徒志願者ニシテ其兄弟現ニ中央幼年學校又

ハ地方幼年學校ニ在學セル者アルトキハ主者ノ次ニ兄弟ノ欄ヲ設ケ其旨ヲ記入スヘシ

四本人戸主以外ノ者ノ扶養ヲ受クルトキハ其ノ扶養者ニ屬スル所得金及財産ヲ記載スヘシ

五郡市長ハ本書證明ニ必要ノ事項ハ裁判所警察署等ニ照會シ尙ホ寄留者ノ爲メニハ本

何郡市町村長ニ照會スヘシ

(其四) (用紙美濃白紙)

證明書

府縣族籍

戸主(戸主ニアラサレハ誰子弟)

卒業生徒總員何人中ノ第何番

氏

年月日生

名

右者何年何月第何學年ニ入學シ何年何月當校卒業(現今第五學年ニ在學)ノ者ニシテ平素品行何何性質何何ニ付陸軍補充條例第七條第一項第二號第二十九條第一號ニ據リ此段證明致候也

何府縣郡市町村

年月日

官(公)私立何學校長

氏

名印

何師團長氏名殿

注意

(主計候補生志願者ノ證明書ハ陸軍省經理局長宛トス)

(其五) (用紙同上)

(陸軍部内ヨリ志願スル者)

保證書

隊號(何官衙學校)附

官

氏

名

年月日生

右者品行何何勤務何何學術何何志操何何ニシテ士官(主計)候補者タルニ適當ノ者ト認ム仍テ別紙考科表寫ヲ添ヘ此段保證致候也

年月日

何師團長氏名殿

部隊(官廳學校)長

氏

名印

注意

主計候補生志願者ノ保證書ハ陸軍省經理部長宛トス

軍兵同答

(其六)

(用紙同上)

入隊承認書

府縣族籍

戸主(戸主ニアラザレハ誰子弟)

氏

名

右者品行方正志操確實ニシテ身元正ク將來當將校團ノ將校トシテ加列セシメ適當ノ者ト認ム依テ當隊士官候補生トシテ入隊スルヲ承認候也

年月日

何隊長 氏

名印

何師團長氏名殿

注意

本承認書ハ親展ト爲スヘキモノトス

第十號書式

(其一)

(用紙美濃白紙)

陸軍中央幼(陸軍地方)年學校豫科(幼年學校)生徒願

某 儀

中央幼年學校豫科(地方幼年學校)生徒志願ニ付御許可被成下度御採用ノ上ハ御規則嚴重ニ相守リ卒業ノ上中央幼年學校本科生徒被命候節ハ誓テ陸軍ニ從事可仕ハ勿論入校中ノ費用ハ御規定ノ通可相納候仍テ戸籍ノ謄本履歷書相添ヘ身元保證人連署此段奉願候也

府縣族籍職業

戸主(戸主ニアラザレハ誰子弟)

府縣郡市區町村番地

氏

名印

年月日生

何年九月當何年何ヶ月

軍兵同答

八一

身元保證人

府縣族籍職業

府縣郡市町村番地(寄留)

年月日

氏

名印

同

氏

名印

同

氏

名印

中央(何地方)幼年學校長氏名殿

追テ左ノ通冀望致候也

入校冀望ハ御校ノ外第一中央(何地方)幼年學校第二(何地方)幼年學校第三(何地方)

何幼年學校ニ有之候

受験場 何地 (居住地所管部
管内ニ限ル)

入校後ノ外國語學佛(獨)露語

前書ノ趣調査候處相違無之候也

年月日

府縣郡市長

氏

名印

注意

地方幼年學校ハ檢査ヲ受ケヘキ時年ノ十二月三十一日迄ニ其願書ヲ居住地ノ市町村長ニ差出スヘシ
其ノ願書ニ戸籍ノ謄本及履歷書ヲ添附スヘシ
學力程度ハ中學第一級終業ノ學力ニ比準ス
年齢ハ十三年以上十五年以下トス
志願者ニシテ陸軍下士以上及海軍將校ノ養子ナルトキハ本人氏名ノ肩書ニ養子又ハ家督相續者タル養子
ト明記スヘシ

身長ハ十四年未満ハ四尺以上十四年以上四尺五寸五分以上トス

合格者入校期日ハ九月一日トス

生徒ノ納ムヘキ金額ハ左ノ如シ

半特待生 (初年度被服料)

金三十圓二十五錢

自費生 (初年度被服料)

金三十圓五十錢

身元保證人ハ父兄親族其ノ他一家ヲ爲ス身元確實ノ者二名ヲ要ス

(其二)

(用紙美濃白紙)

徵兵問答

履 歷 書

一何年月日何學校へ入學何年何月同校卒業

一何年月日何學校何年何級ヨリ何學校何年何級ニ入學何年月日同校卒業

一何年月日何所ニ於テ何々研究

一何年月日何々ニ從事ス

一何年月日何々ニ依リ(賞罰等

右ノ外履歷ニ關スル事項ハ悉ク記載スヘシ

右之通相違無之候也

年 月 日

本 人 氏

氏

名 印

身元保證人

氏

名 印

同

氏

名 印

(其三)

(用紙美濃白紙)

納金證書(收入印紙貼用)

某 儀

今般中央幼年學校豫科(地方幼年學校)生徒被命候ニ付テハ入學中ノ費用ハ御規定ノ通可
相納萬一本人納兼候節ハ身元保證人ニ於テ可相納候仍テ身元保證人連署證書如斯候也

年 月 日

本 人 氏

名 印

身元保證人

府縣族籍職業

府縣郡市區村番地(寄留)

氏

名 印

同

同

氏

名 印

中央何地方幼年學校長氏名殿

前書之通相違無之候也

年月日

府縣郡市長

氏

名印

第十一號書式

(其二) (用紙同上)

主計候補生願

某儀

主計候補生志願ニ付御許可被成下度御採用ノ上ハ御規則嚴重ニ相守リ誓テ陸軍ニ從事可仕候仍テ戶籍謄本履歷書證明書何々免狀寫相添ヘ身元保證人連署此段奉願候也

府縣族籍職業

戶主(戸主ニアラサレハ誰子弟)

府縣郡市町村番地住(寄留)

名印
年月日生

身元保證人

府縣族籍職業

府縣郡市町村番地住(寄留)

氏
名印

同

氏
名印

年月日

陸軍省經理局長氏名殿

追テ左ノ通冀望致候也

受驗外國語 英獨(佛)露語

受驗場 何何 (居住地所管師團内ニ限ル)

前書之趣調査候處相違無之候也

年月日

府縣郡市町村長 氏

名印

陸軍部内ノ志願者ニ在テハ本書式ニ準シ調製スヘシ

第十二號書式 (用紙同上)

戸山學校軍樂生徒願

某儀

陸軍出身志願ニ付戸山學校軍樂生徒ニ御採用被成下度入校ノ上ハ御規則嚴重ニ相守リ

誓テ陸軍ニ從事可仕候仍テ戸籍ノ謄本履歷書相添ヘ身元保證人連署此段奉願候也

府縣族籍職業

戸主(戸主ニアラサレバ護子弟)

府縣郡市町村住

氏

名印

府縣郡市町村番地(寄留)

年月日生

身元保證人

府縣族籍職業

府縣郡市町村番地(寄留)

氏

名印

同

氏

名印

陸軍戸山學校校長氏名殿

前書之趣調査候處相違無之候也

年月日

府縣郡市町村長 氏

名印

陸軍部内ノ志願者ニ在テハ本書式ニ準ス

第十三號書式

(其一) (用紙同上)

戸山學校軍樂生徒願

某 儀

陸軍出身志願ニ付戸山學校軍樂生徒ニ御採用被成下度入學ノ上ハ御規則嚴重ニ相守リ
誓テ陸軍ニ從事可仕候仍テ戸籍ノ謄本履歷書相添ヘ身元保證人連署此段奉願候也

府縣族籍職業

戸主(戸主ニアラザレバ
子弟)

府縣郡市町村番地住
府縣郡市町村番地(寄留)

氏

名印

年月日生

身元保證人

府縣族籍職業

府縣郡市町村番地住(寄留)

氏

名印

同

氏

名印

陸軍戸山學校長氏名殿

前書之趣調査候處相違無之候也

年月日

府縣郡市町村長 氏

名印

(其二) (用紙同上)

履 歷 書

一何年月日何學校へ入校何年月日同校卒業

徵兵問答

一何年月日何學校何年學級ヨリ何學校何年級入學何年月日同校卒業
 一何年月日何所ニ於テ何々研究
 一何年月日何々ニ從事ス
 一何年月日何々ニ依リ(賞)罰等
 右ノ例ニ依リ履歷ニ關スル事項ハ悉ク記載スヘン
 右之通相違無之候也

年 月 日
 本人 氏 名 印
 身元保證人 氏 名 印
 同 氏 名 印

第十四號 甲

徵集猶豫願

郡市區町村族籍

氏

名

年月日生

右ハ本年徵兵適齡ニ有之候處別紙(大使館證明書)在學證書ノ通候間徵集猶豫相成度奉願候也

右

氏

名

印

父(兄)親族

氏

名

印

明治年月日

何聯隊區司令官殿

前書之通相違無之候也

明治年月日

市町村長 氏

名

印

在學證明書

番號

原籍

氏

名

生年月日

在學ノ學科及學年

入學ノ年月日

徵兵事務條例第五十五條ニ依リ在學ヲ證明ス

年月日

學校所在地

何々學校長 氏

名印

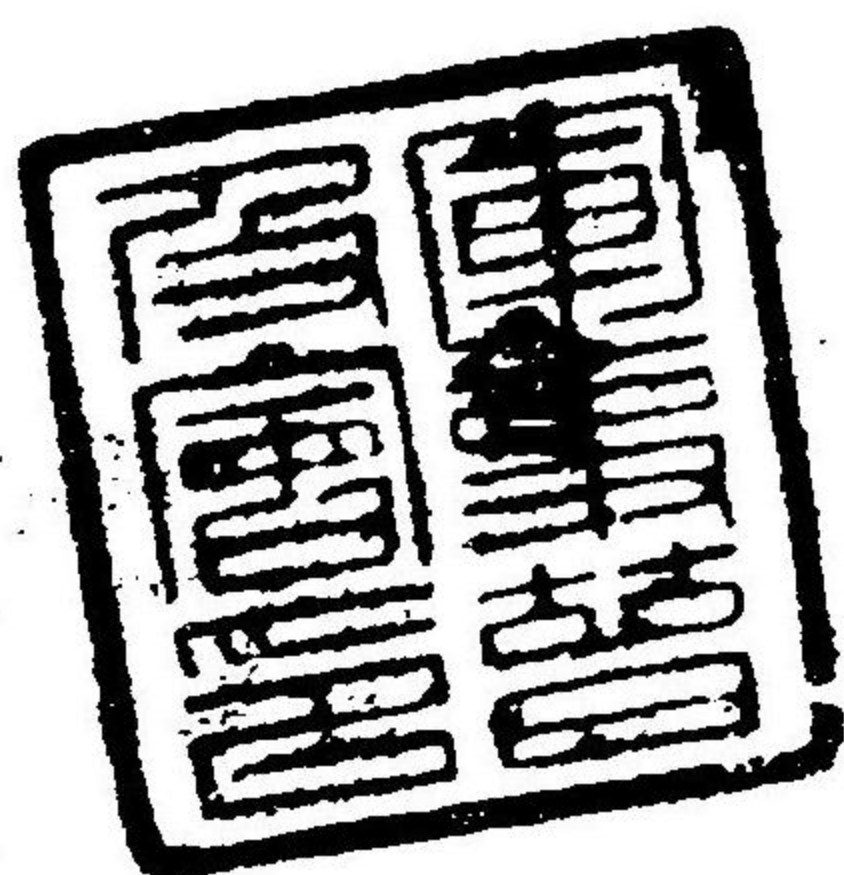
質疑規定

- 第一條 徵兵問答購讀者ニシテ本問答以外ニテ徵兵ニ關スル事務手續規定等ニ就テ不審アル時ハ質疑ノ權ヲ有ス。
- 第二條 本會ハ第一條質疑者ニ對シ萬般ノ調査ヲ遂ゲ規則條例ニヨリ取調べ尙聯隊區司令部ニ問合スル等ノ勞ヲ取リテ懇切ニ回答ヲ能フ、回答ニ就テハ責任ヲ以テ之ヲ爲ス。
- 第三條 質問者ハ質疑用紙(裏面)ニ階書字體ニテ明瞭ニ認ムベシ。
- 第四條 本質疑規定ニテ問答セシモノハ更ニ改訂増版ノ際本書ニ組入レルモノトス。
- 第五條 質疑ノ回答ニテ了解シ能ハサルモノハ更ニ一旦差出シタル問答用紙ヲ添へ別ノ半紙ニ認メテ再ヒ質問スルコトヲ得。
- 第六條 答解ハ約一週間(郵便發着)以内トス。但シ至急ヲ要スルモノハ三日以内ニ答解ヲ要求スルコトヲ得。
- 第七條 然ル者ハ指定區書中ニ至急ノ二字ヲ加へ手数料郵券十五錢ヲ添ヘルコト。

第七條

本規定ニ違フモノハ一切答解ヲ與ヘズ。

軍事普及



徵兵問答講讀者
事務手續規則
 二就テ質疑用紙(一枚一名限リ)
 三問迄質疑シ得

名姓業職所住者問質	問 第	問 第	問 第	質 疑
	答 第	答 第	答 第	
定指				回
<small>本答解ハ裏面ニ規定シテモ答シタル</small> <small>以下記述ノ方法ヲ以テ調査スル</small>				答
赤坂區青山北町四丁目九十一番地 軍事普及會 代表者 飯田由次郎				

本用紙ヲ切取返信料郵券參錢ヲ添ヘ軍事普及會ニ差出スヘシ

(第一表)

體 格 基 準

○不合格トナス可キモノ左ノ如シ

一 惡性腫瘍

二 骨軟化癩

三 象皮腫

四 動脈瘤

五 癩癧

六 白痴

七 癲狂

八 盲

九 耳殼若クハ鼻ノ全缺スルモノ

十 聾

- 十一 啞
- 十二 唇齒牙口内ノ疾病ニテ官能ニ大ナル妨アルモノ
- 十三 食道狹窄
- 十四 脊梁骨盤ノ畸形ニシテ運動ニ大ナル妨アルモノ
- 十五 歇兒尼亞
- 十六 關節畸形
- 十七 習癖脱臼
- 十八 支肢ノ短縮彎曲
- 十九 指節ノ強剛ニシテ把握ニ大ナル妨アルモノ
- 二十 拇指若クハ示指若クハ二指以上ヲ失ヒタルモノ
- 二十一 鰭足
- 二十二 第一趾ヲ失シタルモノ若クハ三趾以上ヲ失シタルモノ

丙種トナス可キモノ左ノ如シ

- 一 全身發育不完全ナル者
- 二 精神機能ニ妨アル者及諸種ノ神経系病ニシテ急治スル者
- 三 諸種内臟疾患ニシテ急治スヘカラサル者
- 四 視力ニ障礙アル者
- 五 聽機ニ障礙アル者
- 六 咀嚼言語ノ機能ニ妨アル者
- 七 骨軟部ノ疾患ニシテ急治スヘカラサル者
- 八 諸種ノ癩痕畸形缺損等ニシテ醜形甚シク又ハ運動ニ妨アル者

(第二表)

各兵科採用基準

- 一 歩兵脚力強健ニテ勞力ニ堪ヘ且成ルヘク視力聽力完全ナル者

- 二 騎兵ハ馬匹ノ使用ニ慣レ視力聽力完全身體輕捷性質敏捷言語明晰且他兵ニ比シ普通ノ文字ヲ解シ得ル者其他要員ノ十二分ノ一ハ脚鐵工卒
- 三 砲兵ハ體力強大視力清明ナル者而シテ野戰砲兵要員ノ八分ノ一ハ鍛工卒十六分ノ一ハ木工鞍工卒ニ適スル者要塞砲兵ハ成ル可ク讀書算術ヲ能クシ且要塞ノ凡十六分一宛ハ鍛工木工ニ適スル者
- 四 工兵ハ成ル可ク工兵ノ作業ニ適當シ膂力アル者凡五分ノ一ハ船ノ使用ニ慣レタル者又若干電信鐵道ニ從事シ成ル可ク讀書算術ヲ能クスルモノ且手指ノ硬固ナラサル者
- 五 輜重兵同輸卒及砲兵輸卒ハ成ル可ク馬匹ノ使用ニ慣レ且ツ膂力アル者而シテ輜重兵ハ成ル可ク讀書算術ヲ能クスルモノ其他要員ノ五十分ノ一ハ鞍工木工鍛工ニ適スル者
- 六 砲兵助卒ハ成ル可ク膂力アリテ勞役ニ堪ユル者
- 七 看護卒ハ成ル可ク患者ノ取扱ニ慣レタル者

(第三表)

入營旅費規則

- 一 片道三里以上ノ旅行ヨリ里數ニ應シ隊路雜費一里ニ付金八錢ヲ支給ス
- 二 徵兵檢査旅費規則ノ二ヨリ八マデハ入營旅費ニモ適用ス滞在ハ金四十五錢宿泊料ハ金四十錢トス
- 三 新兵入營旅行ハ一日十二里詰トシ若シ集合上ノ場合ニ依リ其見積リ行程ヨリ延著セシメタル時ハ増日數ニ應シ滞在日當ノ額ヲ支給ス
- 四 新兵入營旅行中疾病ニ罹リ歩行シ能ハズシテ車馬等ヲ要シ又ハ滞在シタルトキハ附添及吏員ノ證明書及診斷書ヲ添ヘ請求スルトキハ車馬賃等ノ實費又ハ滞在日當ヲ支給スルコトヲ得

(第四表)

徵兵檢査旅費規則

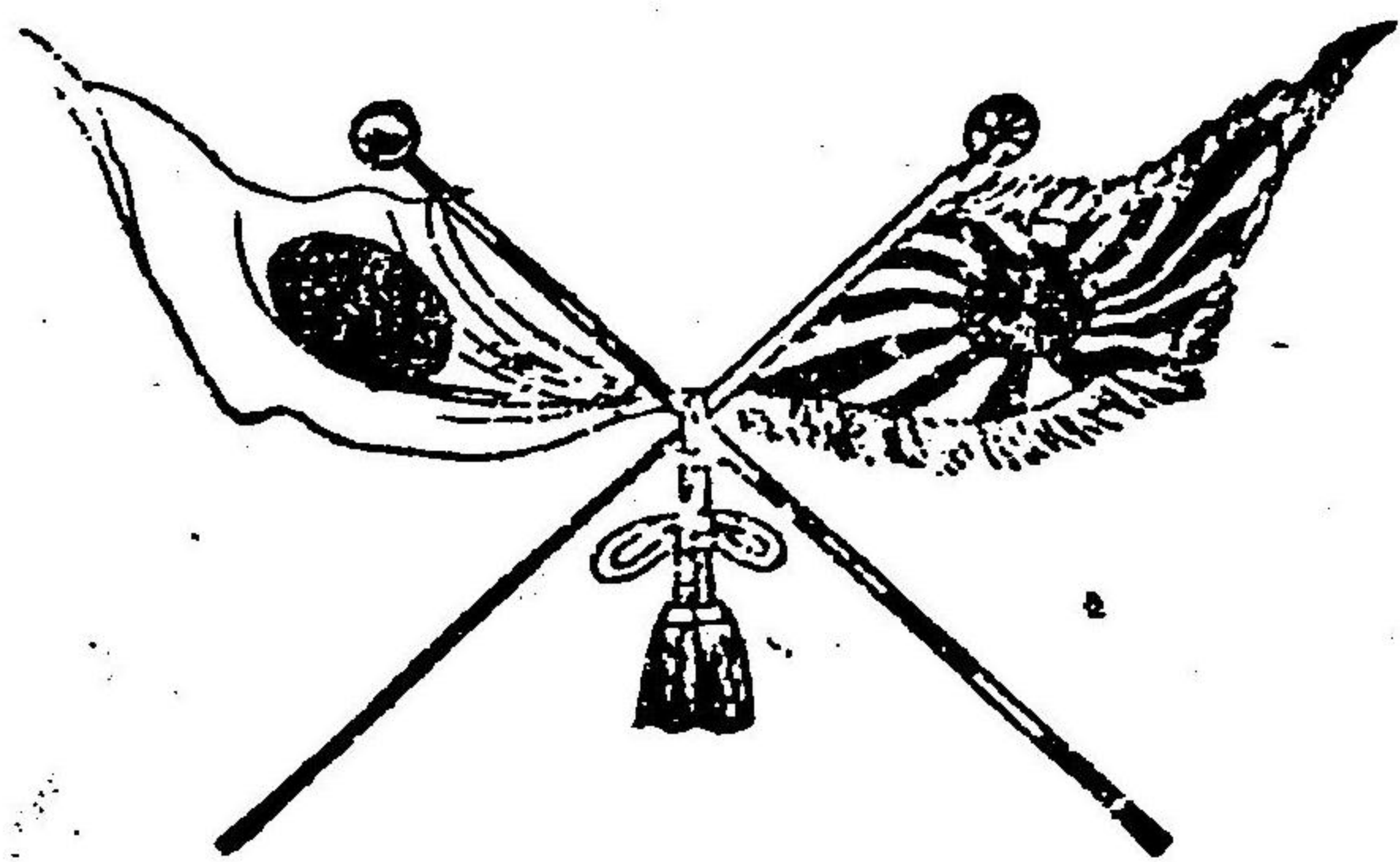
- 一 片道三里以上ノ旅行ヨリ里數ニ應シ隊路一里ニ付金五錢ヲ支給ス一里未滿ハ切捨

トス

- 二 官ノ都合ニ依リ滞在ヲ命シタル時ノ日數ニ應シ滞在日當ハ金四十錢ヲ支給ス
- 三 川留雪支等ニテ滞在スルトキハ其地ノ市區町村長ノ證明書ヲ添へ願出スレバ日數ニ應シ日當金四十錢ヲ支給スルコトヲ得
- 四 片道二里以上ノ旅行ニテ渡航ニ在ラサレハ至リ雖キ場所若ハ地勢上渡航又ハ汽車乗用ヲ便トスルトキハ第一號ノ陸路雜費ヲ給セス渡航又汽車賃ノ下等實費ヲ給ス
- 五 前項ノ場合ニ於テハ尙夜數ニ應シ宿泊料金三十錢ヲ給ス其徒歩旅行ニ跨ル時ハ其徒歩旅行ノ陸路雜費ヲ支給ス
- 六 渡航賃及汽車賃ノ實費ヲ給スル場合ニハ下等賄ノ實費ヲ給スルコトヲ得
- 七 片道三里未滿ト雖渡航ニ依ラサレハ至リ難キ場所ハ渡航賃ノ下等實費ヲ給ス
- 八 前項ノ場合ニ官ノ都合ニ依リ特ニ宿泊ヲ命シタルトキハ夜數ニ應シ宿泊料金三十錢ヲ支給ス

適齡者ノ注意

抑も日本帝國臣民は滿十七歳より滿四十歳迄總て兵役に服するの義務あるものなれば、苟も帝國臣民たる者は徴兵制度の何者たるかを心得、若し夫れ丁年に達すれば奮起雀躍して應募せざる可らず、之れ國家に對する義務なり、然るに姑息なる手段を以て之を忌避し刑律に觸るゝに至りては實に不名譽の極と云ふ可し。然れども規定を知らずして徴兵忌避の罪科を課せらるゝ者、或は學業事業の中途にして手續を誤りし爲め、特典を利用する能はずして其身將來の方針を曲ぐるもの、其例少からず、故に適齡者は検査の前に豫め如何にして自己は徴兵の義務を果さんか、如何なる方法に依り吾人の検査は施行せらるゝかを本書に依りて研究せば、獨り本人の幸福のみならずなるなり。



徵兵問答 終

明治四十年八月十二日印刷
明治四十年八月十五日發行

正價金貳拾錢

不許
複製

編纂者 東京赤坂區青山北町四丁目九十一番地 軍事普及會

發行者 東京市京橋區中橋廣小路六番地 前川又三郎

印刷者 東京市京橋區岡崎町二丁目二十五番地 遠藤銓吉

印刷所 東京市京橋區岡崎町二丁目二十五番地 六合舍

發兌元

東京市京橋區中橋廣小路六番地
振替貯金口座四百〇九番

前川文榮閣

電話本局五百七十七番

●高橋五郎先生著書目次
増訂人生觀

定價金七拾錢
郵税金拾錢

人生觀の當否は直ちに一國民の盛衰興亡に影響す、佛國の革命、然り、米國の獨立も然り、今日の日本帝國臣民最も正當の人生觀を要す、本書が十六回版を重ねて茲に再び全編の改作を出せる者は全く我戰後に開ける新生命に處して緊急なる必需に應じて聊か國運の進歩に貢獻せんとなが爲のみ、此全然たる新著を百忙の中に出せる著者の微衷や必ず諒せられん

本書は古今幾多の人生觀を掲擧し遂に健全無病なる安心立命的の人生觀を打出し來れるものなれば人間の人間たる本分を知らんと欲する者は一讀せざる可からず

訂正 宇宙觀

總クロス金文字入
定價金壹圓五十錢
小包料 金拾五錢

既に人生觀あり宇宙觀(世界觀)無くんば有らず此篇に應じて本書は出づ萬物の靈たる人唯醉生夢死世は何たる我は何たる生は何死は何花は何故に紅なる柳は何故に綠なる之を知らずして豈禽獸と伍す可けんや本宇宙觀は世界、宇宙、天地、乾坤開闢、創造、進化、自由、唯物唯心、實有假有、學術宗教、地質、天文、哲學、科學、人類、動物、有神、無神、耶佛、道儒、凡神、一神、太極無極、無窮、有限、一元、二元、有命無命、運命、死生、道德倫理、厭生、樂天、豫言、先知、神秘、催眠等悉く詳論して遠き予眞に偉大なる一傑作(モノラマ)の如し

ミルトン 著 失樂園

近刊

失樂園の大作從來日月と光を争ふ其の脚色の巧妙なる其結構の雄大なるや宇宙を吞吐して綽々餘あり魔王を掌上弄し地獄を脚下に蹂躪し天軍宛軍旗鼓堂々隊伍整々空中に激戦し電鞭閃々電火炎々遂に孰れが勝ち孰れが敗る亦是れ人生の秘密を金剛の華に描き出せる者高橋氏の此翻譯亦原文一行譯文一行精細緻密加ふるに頭注の難句を解くありパラダイス、ロストの眞面目始めて茲に見る可し今遠からず譯して成らんとす必ず浴陽の紙價を高からしめん

人生哲學

定價金五拾錢
郵税金八錢

哲學博士リ君の原著を高橋氏の譯する所の超群絶本書は倫の人生哲學にして學問と宗教此の書に於て始めて學問の和階に達せりと云ふべし實に萬人必讀の良書なり

釋迦論

菊判洋裝
定價金八拾錢
小包料金十錢

一切の世欲を退けつゝ一切衆生の爲めに不退轉の誓を起せる大恩教主の勇猛心、鉢多羅樹下に明星を仰いで眞理の光を認る成道の眞義、華嚴、方等、般若、金剛、涅槃の五部の教説の義理等著者獨特の精緻の見を以て透徹犀利釋尊の眞相を批瀝して餘蘊なからしむ

日蓮論

定價金六十錢
郵税金十錢

大日本の法華經と唱へて自ら國の柱石を以て任じ權勢に抗し、迫害に對して勇往直前、妙法華經を説き石を擲たれ瓦を投ぜられても平然として法を説きたる偉僧日蓮の異彩人の眼を驚かす行動は誠に現時の催眠に陥り萎微爲すなきの宗教界に覺醒を與ふる一大痛棒たらざんばあらず殊にモルモン宗と日蓮宗とを比較評論し布教宣傳の道を論じ所謂豫言者を罵倒す痛快一讀に餘あるべし

戰爭哲學

定價金四拾錢
郵税金八錢

戰爭や小は民人の禍福大は一國の存亡に關す、暗中飛躍程危險なるは無し、幸に世戰爭哲學なる者あり著者即ち國家社會上より宗教道德上より人道、美術上、哲學上、軍事上より推究し、東西古今の哲學を會萃折衷し以て此天下の最大事に千古の大鐵案を下せり、朝野官民の必讀は勿論出て戦ふ者居て守る者共に戰爭の哲理を常に胸裏に蔵するを要す立論の新警目を醒すに足る也

世界三聖論

定價金四拾錢
郵税金六錢

著者が予曠の才識と犀利の筆鋒以て縱横に論評せらる壯快の文字深遠の思想三聖の眞面目をして紙上に躍如たらしむ

最新一元哲學

定價金五十錢
郵税金八錢

著者が該博の知識と深遠の考慮とを以て一元哲學を根底より歴史的に社會的に哲學的に駁論し附録に『天人論』の一元主義を無遠慮に評議して餘蘊なし

我が新福音

定價金四拾錢
郵税金十錢

古來天師若くは豫言者は國家多難の時に起れり我國近來豫言者を呼ぶ聲層一層多く且つ高きを加ふ豈圖らんや豫言者既に起りて吾人の前に在らんとは俗姓宮崎今道名を「メシヤ」佛陀と號す抱負の深大其名に炳然天下爲に轟然たる宣なる哉此仁自ら我新福音を著し舊來の宗教をして後に墮着たらしむ必や二十世紀以後心靈界の大革命の本源たらん請ふ刮目一讀せよ

新時代の道德

定價金廿五錢
郵税金四錢

本書は著者の道德觀を有體に忌憚なく告白せしもの氏の筆力世に定評あり、然れども此稿の如く大膽にして思想の斬新なるもの氏に於て未曾有なると共に又文壇の珍とすべしものなり

ゲーテ原著 高橋五郎譯

フアウスト

定價金七拾錢
小包料金拾錢

十九世紀の最大軍人「ナポレオン・バイマル」に「ゲーテ」を見るや選りて人に告て曰く余今日始めて人を見たりと人は勿論眞個の偉人を謂ふ也、嗚呼英雄は英雄之を知る要するに「ゲーテ」は十九世紀第一の偉人と公評せられ而して其傑作「フアウスト」は十九世紀の最大著述と稱せらる其の天下各國の語に翻譯せられたる影し今獨英兩國語に精しき高橋五郎先生之を原文原意に照して原文一行邦文一行阿々相對して精密に一字を増減せず最も忠實に翻譯せらる英獨兩國のフアウスト讀者本譯書に由て原意を確知することを得べし近來稀なる大翻譯と謂ふべし高橋先生の翻譯は人生哲學の翻譯以來已に天下の均しく認むる所なれば贊辨を費さず諺曰フアウストを讀めば讀者は讀書を説かずと今より吾人は始めて讀書を説くを得ん歟

ゲーテ原著 高橋五郎註疏

フアウスト

定價金四十五錢
郵税金六錢

本書は英譯の粹を選び必要なる註疏を附して初學者の便にせらる以て學校の教科書とす可く英學者の獨研究に供せらる可し本書出て、英文フアウスト始て我國に紹介せらる云ふ可し

カリーターサ原著 高橋五郎共譯 小森彦次共譯

劇梵 さくらんたら姫

定價金五拾錢
郵税金八錢

歐米の劇本は其の多きをもつて著しく印度の戯曲は其之しきを以て著し今其の世に乏しく随つて最も珍しき戯曲中に於て最も名高く遺蹟今に香しきカリダサが一生涯の傑作サクンタラ姫をとりて優美麗麗の美文に譯出す眞に破天荒の業にして一讀天女の清歌妙舞を見て心身恍惚の思ひ有らしむ而も譯文に一新機軸を出せるのみならずまた印度の爲め否東洋の爲め氣焔萬丈眞に近來稀に見る文壇の佳作也 獨逸エツカルト原著 齊木仙醉譯

譽の毒盃

定價金五拾錢
郵税金八錢

本書は獨逸文藝エツカルトの傑作にして材を希臘に取りたる大戯曲也登場人物「ソクラテズ、プラトーン、ヘレナ」其れ幾多の人物紙上に活躍し人をして新思想の混濁たる時代に處する大見識を得せしむる一大燈明塔たるは喋々を要せず脚色亦快絶妙絶

宮中御歌所寄人 中郵秋香先生著

古今集詳解

和裝美本
全四冊

卷登 古今集序、春歌、上下、金冊六錢郵税四錢
卷貳 夏秋冬、賀、離別、羈旅、物名金四錢郵税六錢
卷參 戀
卷四 雜

本書は國文界の泰斗中郵秋香先生が多年の研究となりたる大著にして詞に顯はれたる一首の心詞の組合、風調語勢に依て生ずる餘情等懇切に説き分け、一首の妙處を示したる古人未發未曾有の解釋一讀忽ち歌の秘訣を悟るべく而も講義筆記体總振かな付にせられたれば國歌國文初學研究者は勿論我國文學の花を味はんとする書は是非一讀すべき也。

中郵秋香先生著

文 千草の錦

定價金六拾錢
郵税金十錢

此書は中郵秋香先生が三十餘年間讀書の餘暇古學復興以來諸名家の文中金玉の響あるものを抄録せられしが積んで數十卷と成りしを中に就て男女學生の模範となるべき美文、記事、記行、論說、消息、物語體等無慮數百篇を選出せられ、之に加ふるに當代諸名流の文を以てせられ特に上段には要語數萬を載せ作習の模範と應用とに供せられれば他に其の比を見ざる最良の文鑑なり。

宮中御歌所寄人 中郵秋香先生新作

華族女學校講師 小野鷺堂先生淨書

新編手紙

木版半紙摺
無類の美本
男女各一冊
定價金四十錢
郵税金四錢

女子文の手ほどき

男子用
定價金四十錢
郵税金四錢

本書は中郵秋香先生の新作にして書簡文獨習者の爲め通俗平易なる實川の文題百餘種を總振かふ付にせられたるは他に其比を見ざる處、特に小野鷺堂先生が大字に書かれたれば習字の手本として此上もなき良書也。

久津見 廠村 著

家庭教育 子供のしつけ

定價金二十五錢
郵税金四錢

本書は著者が該博の識と多年の實驗に依り幼稚時代、兒童時代、少年時代、青年時代の四段階に至る家庭教育の仕方而言文一致にて十三章百六拾餘條に既し示されたるものなれば婦女子にても容易に理解せられ直に實地に試むることを得べきやう記述せられたる近來稀に見る處の好著なり。

菅 綠蔭君閱 渡部竹蔭著

明治の家庭

定價金二十五錢 郵税金四錢

本書は我國現今の不完全不規則極まれる家庭を矯正せんが爲めに生れたので理想の家庭を作りふと云ふ者は是非一讀せざるべからざる珍書なり。

宮中御歌所寄人 中郎秋香先生新著 華族女學校講師 小野鷺堂先生淨書

新編書簡文例

(用子男) 木版半紙摺 頗高尙優美 男女各一册 定價金六十錢 郵税金六錢

新 女子書簡文例

定價金六十錢 郵税金六錢

本書の文例は現代の文豪中郎秋香先生の精練より選出せしものなれば一言一句津々たる趣味あり繁に流れず簡に失せず疑古に陥らず流俗に向せずして眞に今日書簡文の好模範たり加ふるに書は紙硯界の巨擘小野鷺堂先生の手腕に成りしものなれば又習字の範として上乘の書なり特に上欄に類語数千句を掲げ書簡文を習せんと欲する人をして自由自在に意を達せしむるの便に供せられたるれば新編書簡文法式と相符つて斯道の完璧と稱すべきものなり。

書簡文の法式男女に別ちて大成せるものは古來未だ嘗て有らず蓋し書簡に法式のなからざるは尙人に禮儀なく書簡に法式なからんか其人如何に貴しと雖又如何に富めりと雖一日も交際場裡に立つこと能はざるべし御歌所寄人中郎秋香先生深くこゝに感ぜられ即ち男女に就て各書簡文法式の撰著ありて之を世に公にせらる。

新篇書簡文法式

(用子男) 總クロス金文字 定價金五十錢 郵税金六錢 洋裝美本 定價金六十錢 郵税金六錢

新 女子書簡文法式

定價金六十錢 郵税金六錢

女子は男子と自ら差別ありて特に散らし文は小野鷺堂先生の書に係るものを挿入せり。

此法式は元來封建制度の代に於ける尊卑上下に就きて種々の段階を分つが加き煩を避け今日の現狀に依り舊新を對照して以て時の宜に従ひ適當の式を設けられしものなり故に人間處世には一日も缺くべからざるは勿論尙も筆を書簡に把る者は瞬時も座右を放つべからざる要書なり。

早稻田大學講師五十嵐力著

兒童の研究

定價金十錢 郵税金一錢

文學博士 南條文雄師 文學博士 前田慧雲師 文學博士 村上專精師 修監

親鸞聖人全集

紙數一千頁餘 四六版五號活字 總かたみつき美裝

總クロス金字入、上巻、定價金壹圓 下巻、定價金壹圓 合巻總皮製、定價金貳圓五拾錢 小包料、二十錢

宗教の本領は信仰にあり信仰は宗教の眞髓にして又永久の生命也、而して如何にして此の眞髓に通じ、永久の生命を得らるべきかこれ求道者が内心に快憤する叫聲にあらずや、吾人は教祖の人格に觸るゝを以て最要適切の方法なりと信ず苟も人格に隔れむとせば其遺著を拜誦するの外なしこれ終閣が先づ親鸞聖人全集の發行を企つる所以也。蓋し日本佛教の精華は總じて鎌倉時代にあり而して親鸞聖人此時に出て玉ひて宗教の眞髓たる純他力の法體を顯へし直致簡明なる信仰を宣布し玉ふ爾來幾百千萬の生靈をして慰安の道に住せしめ、渴仰の首を低れしむる所以のもの其人格の崇高にして遺法の廣大なるに依らずんばならず、今や年所悠々として遠く七百年を隔つると雖ども其崇高なる人格に接せんと欲せば先づ遺著

- ◎ 教行信證 六卷
- ◎ 淨土文類聚鈔 一卷
- ◎ 愚 鈔 二卷
- ◎ 入出二門 一卷
- ◎ 淨土和讃 一卷
- ◎ 高僧和讃 一卷
- ◎ 正像未和讃 一卷
- ◎ 三經往生文類 一卷
- ◎ 尊勝眞像銘文 一卷
- ◎ 唯信鈔文意 一卷
- ◎ 未 燈 鈔 一卷
- ◎ 一念多念證 一卷
- ◎ 御消息集 一卷
- ◎ 注遊廻向文類 一卷
- ◎ 歌 異 鈔 一卷
- ◎ 口 傳 鈔 一卷
- ◎ 改 邪 鈔 一卷
- ◎ 執 持 鈔 一卷
- ◎ 辭山御書等 一卷
- ◎ 親 鸞 聖 人 解 題

を拜誦せざるべからず。本集は此等の遺文を編輯大成し、條博士、村上博士、前田博士の監修の下に嚴正なる校訂を加へ、其漢文を以て記述せる分は、大低和譯を用ひて日々拜誦の便を圖れり。其紙質印刷は特に精選し、製本は壯麗美觀にして堅牢無比携帶に便利にして眞宗聖典として又佛教聖典として其名に背かざらむことを誓ふ。苟も眞宗の流を汲み、聖人の人格に接せんとするものは是非とも座右に備へられむことを望む。

屈山小室重弘著

實驗雄辯學

定價金三十五錢
郵税金六

文明社會の戦は言論を武器として輸贏を決せざるべからず不辯舌は竟に社會競争の上に於て劣敗者たるを免かれず亦は著者が多年の實驗に基き談論の秘訣雄辯の妙用を講述せられたる者なれば唯に雄辯術のみならず亦文學にも創見する所少からず故に學生諸君は勿論苟も文明の國民たる者は一本を座右に備へ自己の運命を向上發展せられよ。

網島梁川著

病間録

定價金 壹圓
小包料金 拾錢

世評噴々たる哲人の言に耳を傾けよ四版早く賣れて長く世の渴望の應す能はざりしが今や其機至り讀書界の稀足を與へんとす神を懐ひ信仰を欲する人の欠くべからざる寶典なり。

中村春雨著 小林千古書

新約物語

原色版六葉及寫眞
版二十四葉挿入
定價金 壹圓
小包料金 十錢

及藤齋
赤藤齋
松島藤川
麟武松泰
作二洲次
書書書著

地理讀本

定價金六
郵税金十

科學を面白く書いてむつかしい教科書に取替てたる現今の教育界に裨益するものが無かつたのは残念であつた。地理讀本は此欠陥を補はんと爲に著者が實驗に經みて天文、地質、地質を始め地理學一般の知識を尤も平易の筆を以て談話體に書き綴りたる有益なる家庭の讀物である兒童の校外讀本として又教師の教材として絶好の良書である希くは少年子女教育に熱心なる教育家父兄の一讀せられんことを。

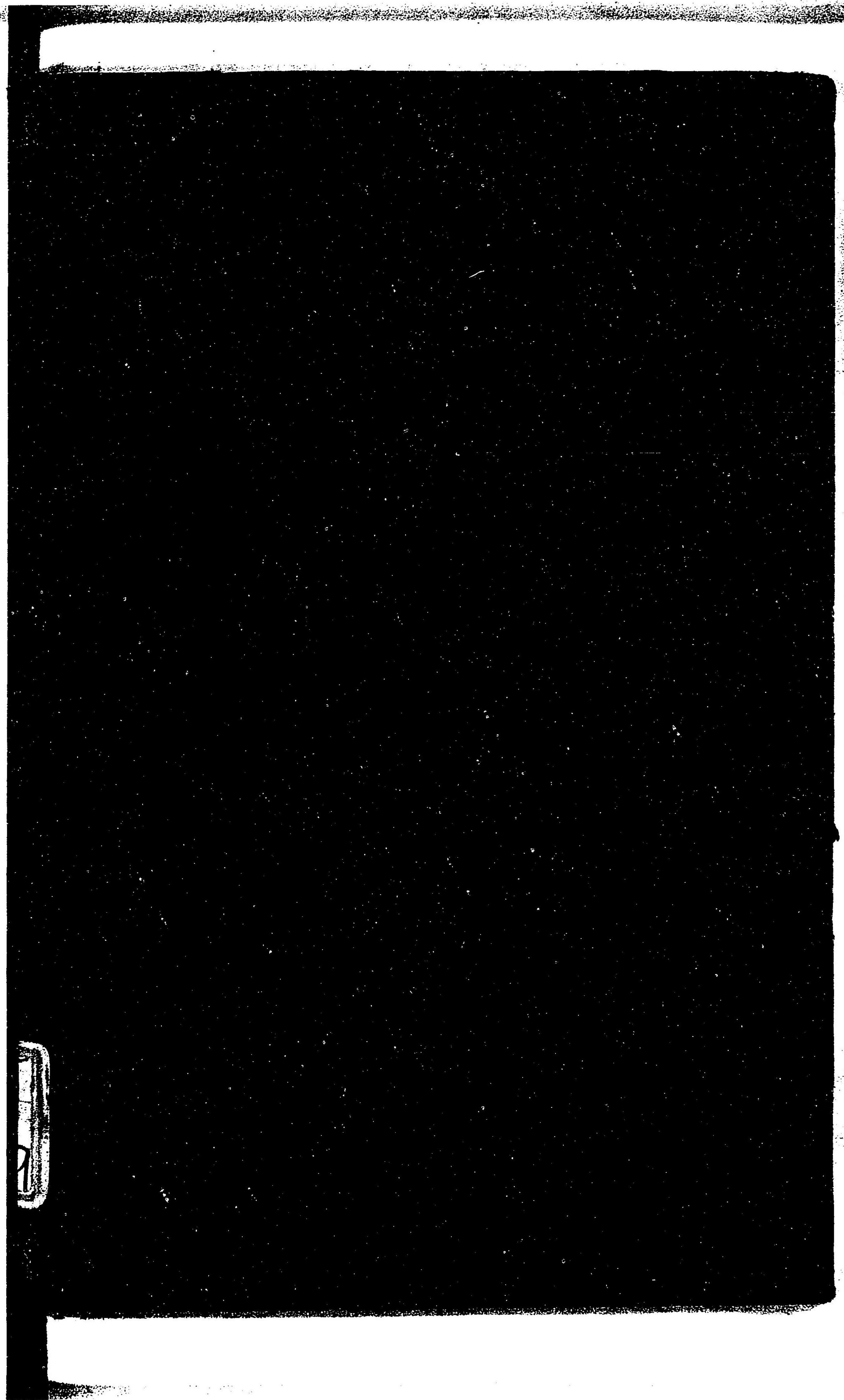
海軍々令部附譯官高須五湖著

日露會話獨習

定價金五拾
郵税金六錢

會話に精通せらるゝ高須五湖先生多年の研究に依り獨力會話を練習應用するの便を開かれたり露語の發音文法より日常必需なる各種の用語を網羅し終に當世會話の神を萃む風に刻下の好著亦永代の名作と稱すべし。

25
659



051139-000-7

25-659

徴兵問答

軍事普及会/編

M40

BFA-0316



2
16

